

沖労発基 0419 第 3 号
令和 5 年 4 月 1 9 日

別記 1 の団体及び法人の長 殿

沖縄労働局長
(公印省略)

金属アーク溶接等作業に関する改正の施行等について

平素より労働行政の運営につきましては、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、別添 1 のとおり令和 5 年 4 月 3 日に公布及び告示され一部の事項を除き、令和 6 年 1 月 1 日から施行、適用することとなりました。

貴団体におかれましても、会員事業場等に対し、その周知を図っていただきますとともに、各事業場において確実な取組が行われますよう、特段のご配慮をお願いいたします。

- 別添 1 令和 5 年 4 月 3 日付け基発 0403 第 6 号「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等の施行等について」
- 別添 2 パンフレット「金属アーク溶接等作業について健康障害防止措置が義務付けられます」

(担当)

沖縄労働局 労働基準部
健康安全課（労働衛生専門官）
電話 0 9 8 - 8 6 8 - 4 4 0 2

別記 1

一般社団法人沖縄県労働基準協会
建設業労働災害防止協会沖縄県支部
陸上貨物運送事業労働災害防止協会沖縄県支部
港湾貨物運送事業労働災害防止協会沖縄総支部
株式会社南西環境研究所
株式会社沖縄環境保全研究所
株式会社沖縄環境分析センター
一般財団法人沖縄県環境科学センター
公益社団法人沖縄県工業連合会
一般社団法人沖縄県建設業協会
一般社団法人沖縄県経営者協会
沖縄経済同友会
沖縄県商工会議所連合会
沖縄県商工会連合会
沖縄県中小企業家同友会
沖縄県中小企業団体中央会

基 発 0403 第 6 号
令和 5 年 4 月 3 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等の施行等について

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第 66 号。以下「改正省令」という。）及び化学物質関係作業主任者技能講習規程及び金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に係る溶接ヒュームの濃度の測定の方法等の一部を改正する告示（令和 5 年厚生労働省告示第 168 号。以下「改正告示」という。）については、令和 5 年 4 月 3 日に公布及び告示され、一部の事項を除き、令和 6 年 1 月 1 日から施行及び適用することとされたところである。その改正の趣旨、内容等については、下記のとおりであるので、関係者への周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

第 1 改正の趣旨及び概要等

1 改正の趣旨

金属をアーク溶接する作業、アークを用いて金属を溶断し、又はガウジングする作業その他の溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業（以下「金属アーク溶接等作業」という。）に係る作業主任者については、特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号。以下「特化則」という。）第 27 条において、事業者は、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習（以下「特化物技能講習」という。）を修了した者のうちから、特定化学物質作業主任者を選任しなければならないとされている。

今般、特化物技能講習の受講者の多くが金属アーク溶接等作業のみに従事する者となっていること等を踏まえ、特化物技能講習の講習科目を金属アーク溶接等作業に係るものに限定した技能講習（以下「金属アーク溶接等限定技能講習」という。）を新設し、金属アーク溶接等作業を行う場合においては、金属アーク溶接等限定技能講習を修了した者のうちから、金属アーク溶接等作業主任者を選任することができることとするため、特化則等につい

て所要の改正を行ったものである。

2 改正省令の概要

- (1) 労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「安衛則」という。）の一部改正

作業主任者の選任に関する作業の区分、資格を有する者及び名称について、金属アーク溶接等作業主任者に係るものを追加したものであること（安衛則別表第 1 関係）。

- (2) 特化則の一部改正

ア 金属アーク溶接等作業については、金属アーク溶接等限定技能講習を修了した者のうちから、金属アーク溶接等作業主任者を選任することができることとしたものであること（特化則第 27 条第 2 項関係）。

イ 金属アーク溶接等作業主任者の新設に伴い、当該作業主任者の職務を新たに規定したものであること（特化則第 28 条の 2 関係）。

ウ 金属アーク溶接等限定技能講習に係る学科講習の科目等は特化物技能講習のものを準用することとしたものであること（特化則第 51 条第 4 項関係）。

- (3) 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和 47 年労働省令第 44 号。以下「登録省令」という。）の一部改正

登録省令で定める登録教習機関の区分に金属アーク溶接等限定技能講習を追加することとしたものであること（登録省令第 20 条第 15 号の 2 関係）。

3 改正告示の概要

金属アーク溶接等限定技能講習に係る科目の範囲、講習時間等を規定したものであること。

4 施行期日等

- (1) 改正省令及び改正告示は、（改正省令の附則の一部規定を除き）令和 6 年 1 月 1 日から施行及び適用することとしたこと。

- (2) 登録教習機関の登録に関する所要の経過措置を設けること。

第 2 細部事項

1 特化則の一部改正関係

今回の改正は、事業者に対し、金属アーク溶接等作業を行う場合は、今回新設された金属アーク溶接等限定技能講習を修了した者のうちから金属ア

ーク溶接等作業主任者を選任することを可能とするものであり、当然、事業者は、従前どおり、金属アーク溶接等作業を行う場合において特化物技能講習を修了した者のうちから特定化学物質作業主任者を選任しても差し支えないこと。

2 化学物質関係作業主任者技能講習規程の一部改正関係

金属アーク溶接等限定技能講習に係る学科講習の時間数については、特化物技能講習の講習科目の範囲との違いを踏まえ定めたものであること。
また、金属アーク溶接等限定技能講習を修了した者が特化物技能講習を受講する場合において、特化物技能講習に係る講習科目の省略や講習時間の短縮は認められないこと。

3 関係通達の改正

平成 16 年 2 月 17 日付け基発第 0217003 号通達の一部を次のように改正する。

別添（技能講習修了証明書の様式）を次のように改める。

別添

技能講習修了証明書の様式

(表面)

労働安全衛生法による技能講習修了証明書																								
修了証明書番号																								
氏名																								
生年月日		年		月		日																		
発行日		年		月		日																		
有無																								
講習の種類	整地	基礎	解体	不整	高所	フォ	ショ	玉掛	床ク	小ク	ガス	コ破	地山	土止	ず掘	ず覆	型枠	足場	鉄骨	コ解	鋼橋	コ橋		
	採石	木建	はい	船内	ボ取	ボ据	普圧	化圧	木材	ブレ	乾燥	酸欠	酸硫	特化	鉛	四鉛	有機	地土	特四	石綿	ア溶			
有無																								

写真

指定機関名 印

(裏面)

種類	技能講習を実施した機関の名称	修了証番号	修了年月日

(注1) 大きさは、縦55ミリメートル程度、横85ミリメートル程度とする。

(注2) 「講習の種類」欄の略称は、それぞれ次の技能講習を表わす。

- | | |
|--|--|
| 整地：車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転
解体：車両系建設機械(解体用)運転
高所：高所作業車運転
ショ：ショベルローダー等運転
床ク：床上操作式クレーン運転
ガス：ガス溶接
地山：地山の掘削作業主任者
ず掘：ずい道等の掘削等作業主任者
型枠：型枠支保工の組立て等作業主任者
鉄骨：建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者
鋼橋：鋼橋架設等作業主任者
採石：採石のための掘削作業主任者
はい：はい作業主任者
ボ取：ボイラー取扱
普圧：普通第一種圧力容器取扱作業主任者
木材：木材加工用機械作業主任者
乾燥：乾燥設備作業主任者
酸硫：酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
鉛：鉛作業主任者
有機：有機溶剤作業主任者
特四：特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者
ア溶：金属アーク溶接等作業主任者限定 | 基礎：車両系建設機械(基礎工事用)運転
不整：不整地運搬車運転
フォ：フォークリフト運転
玉掛：玉掛け
小ク：小型移動式クレーン運転
コ破：コンクリート破砕器作業主任者
土止：土止め支保工作業主任者
ず覆：ずい道等の覆工作業主任者
足場：足場の組立て等作業主任者
コ解：コンクリート造の工作物の解体等作業主任者
コ橋：コンクリート橋架設等作業主任者
木建：木造建築物の組立て等作業主任者
船内：船内荷役作業主任者
ボ据：ボイラー据付け工事作業主任者
化圧：化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者
ブレ：プレス機械作業主任者
酸欠：酸素欠乏危険作業主任者
特化：特定化学物質等作業主任者
四鉛：四アルキル鉛等作業主任者
地土：地山の掘削及び土止め支保工作業主任者
石綿：石綿作業主任者 |
|--|--|

○厚生労働省令第六十六号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第十四条、第七十六条第三項、第七十七条第一項及び第百十三条の規定に基づき、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年四月三日

厚生労働大臣 加藤 勝信

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令

（労働安全衛生規則の一部改正）

第一条 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後				改正前			
別表第一（第十六条、第十七条関係）				別表第一（第十六条、第十七条関係）			
作業の区分	（略）	資格を有する者	（略）	作業の区分	（略）	資格を有する者	（略）
名称	（略）	特定化学物質 作業主任者	（略）	名称	（略）	特定化学物質 作業主任者	（略）
令第六条第十八号の作業のうち、次の二項に掲げる作業以外の作業				令第六条第十八号の作業のうち、次の項に掲げる作業以外の作業			
令第六条第十八号の作業のうち、金属をアーク溶接する作業、アークを用いて金属を溶断し、又はガウジングする作業その				令第六条第十八号の作業のうち、金属をアーク溶接する作業、アークを用いて金属を溶断し、又はガウジングする作業その			
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習（金属アーク溶接等作業主任者限定				特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習（金属アーク溶接等作業主任者限定			
した者				した者			
令第六条第二十号の作業の項において同じ。）を修了した者				令第六条第二十号の作業の項において同じ。）を修了した者			
以下「金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習」という。）を除く。				以下「金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習」という。）を除く。			
に限定したもの（				に限定したもの（			
の金属アーク溶接等作業に係るもの				の金属アーク溶接等作業に係るもの			
（講習科目を次項				（講習科目を次項			
業主任者技能講習				業主任者技能講習			
四アルキル鉛等作				四アルキル鉛等作			
業主任者技能講習				業主任者技能講習			
（金属アーク溶接				（金属アーク溶接			
等作業主任者限定				等作業主任者限定			
者				者			
金属アーク溶接等作業主任				金属アーク溶接等作業主任			
者				者			
（新設）				（新設）			
（新設）				（新設）			
（新設）				（新設）			

備考 (略)	(略)	他の溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業（以下この項において「金属アーク溶接等作業」という。）
	(略)	技能講習を含む。
	(略)	

備考 (略)	(略)	
	(略)	
	(略)	

(四アルキル鉛中毒予防規則の一部改正)

第二条 四アルキル鉛中毒予防規則(昭和四十七年労働省令第三十八号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
(四アルキル鉛等作業主任者の選任) 第十四条 事業者は、令第六条第二十号の作業については、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習(特定化学物質障害予防規則(昭和四十七年労働省令第三十九号)第二十七条第二項に規定する金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習を除く。第二十七条において同じ。)を修了した者のうちから、四アルキル鉛等作業主任者を選任しなければならない。 第二十七条 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習の科目その他必要な事項については、特定化学物質障害予防規則の定めるところによる。	(四アルキル鉛等作業主任者の選任) 第十四条 事業者は、令第六条第二十号の作業については、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者のうちから、四アルキル鉛等作業主任者を選任しなければならない。 第二十七条 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習の科目その他必要な事項については、特定化学物質障害予防規則(昭和四十七年労働省令第三十九号)の定めるところによる。

(特定化学物質障害予防規則の一部改正)

第三条 特定化学物質障害予防規則(昭和四十七年労働省令第三十九号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
(特定化学物質作業主任者等の選任) 第二十七条 事業者は、令第六条第十八号の作業については、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習(次項に規定する金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習を除く。第五十一条第一項及び第三項において同じ。)(特別有機溶剤業務に係る作業にあつては、有機溶剤作業主任者技能講習)を修了した者のうちから、特定化学物質作業主任者を選任しなければならない。 2 事業者は、前項の規定にかかわらず、令第六条第十八号の作業のうち、金属をアーク溶接する作業、アークを用いて金属を溶断し、又はガウジングする作業その他の溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業(以下「金属アーク溶接等作業」という。)については、講習科目を金属アーク溶接等作業に係るものに限定した特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習(第五十一条第四項において「金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習」という。)を修了した者のうちから、金属アーク溶接等作業主任者を選任することができる。 3 (略) (金属アーク溶接等作業主任者の職務) 第二十八条の二 事業者は、金属アーク溶接等作業主任者に次の事項を行わせなければならない。 一 作業に従事する労働者が溶接ヒュームにより汚染され、又はこれを吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。 二 全体換気装置その他労働者が健康障害を受けることを予防するための装置を一月を超えない期間ごとに点検すること。 三 保護具の使用状況を監視すること。	(特定化学物質作業主任者の選任) 第二十七条 事業者は、令第六条第十八号の作業については、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習(特別有機溶剤業務に係る作業にあつては、有機溶剤作業主任者技能講習)を修了した者のうちから、特定化学物質作業主任者を選任しなければならない。 (新設) 2 (略) (新設)

(揭示)

第三十八条の三 事業者は、第一類物質（塩素化ビフェニル等を除く。）又は令別表第三第二号3の2から6まで、8、8の2、11から12まで、13の2から15の2まで、18の2から19の5まで、21、22の2から22の5まで、23の2から24まで、26、27の2、29、30、31の2、32、33の2若しくは34の3に掲げる物若しくは別表第一第三号の二から第六号まで、第八号、第八号の二、第十一号から第十二号まで、第十三号の二から第十五号の二まで、第十八号の二から第十九号の五まで、第二十一号、第二十二号の二から第二十二号の五まで、第二十三号の二から第二十四号まで、第二十六号、第二十七号の二、第二十九号、第三十号、第三十一号の二、第三十二号、第三十三号の二若しくは第三十四号の三に掲げる物（以下「特別管理物質」と総称する。）を製造し、又は取り扱う作業場（クロム酸等を取り扱う作業場にあつては、クロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場に限る。次条において同じ。）には、次の事項を、見やすい箇所に掲示しなければならない。

一 四 (略)

五 次に掲げる場所にあつては、有効な保護具を使用しなければならない旨

イ (略)

ロ 金属アーク溶接等作業を行う作業場

ハ 〓 (略)

(削る)

ト (略)

(金属アーク溶接等作業に係る措置)

第三十八条の二十一 事業者は、金属アーク溶接等作業を行う屋内作業場については、当該金属アーク溶接等作業に係る溶接ヒュー

(揭示)

第三十八条の三 事業者は、第一類物質（塩素化ビフェニル等を除く。）又は令別表第三第二号3の2から6まで、8、8の2、11から12まで、13の2から15の2まで、18の2から19の5まで、21、22の2から22の5まで、23の2から24まで、26、27の2、29、30、31の2、32、33の2若しくは34の3に掲げる物若しくは別表第一第三号の二から第六号まで、第八号、第八号の二、第十一号から第十二号まで、第十三号の二から第十五号の二まで、第十八号の二から第十九号の五まで、第二十一号、第二十二号の二から第二十二号の五まで、第二十三号の二から第二十四号まで、第二十六号、第二十七号の二、第二十九号、第三十号、第三十一号の二、第三十二号、第三十三号の二若しくは第三十四号の三に掲げる物（以下「特別管理物質」と総称する。）を製造し、又は取り扱う作業場（クロム酸等を取り扱う作業場にあつては、クロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場に限る。次条において同じ。）には、次の事項を、見やすい箇所に掲示しなければならない。

一 四 (略)

五 次に掲げる場所にあつては、有効な保護具を使用しなければならない旨

イ (略)

(新設)

ロ 〓 (略)

ハ 第三十八条の二十一第一項に規定する金属アーク溶接等作業を行う作業場

ト (略)

(金属アーク溶接等作業に係る措置)

第三十八条の二十一 事業者は、金属をアーク溶接する作業、アークを用いて金属を溶断し、又はガウジングする作業その他の溶接

ムを減少させるため、全体換気装置による換気の実施又はこれと同等以上の措置を講じなければならない。この場合において、事業者は、第五条の規定にかかわらず、金属アーク溶接等作業において発生するガス、蒸気若しくは粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けることを要しない。	ヒュームを製造し、又は取り扱う作業（以下この条において「金属アーク溶接等作業」という。）を行う屋内作業場については、当該金属アーク溶接等作業に係る溶接ヒュームを減少させるため、全体換気装置による換気の実施又はこれと同等以上の措置を講じなければならない。この場合において、事業者は、第五条の規定にかかわらず、金属アーク溶接等作業において発生するガス、蒸気若しくは粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けることを要しない。
2 12 （略）	2 12 （略）
第五十一条（略）	第五十一条（略）
2・3（略） 4 前三項の規定は、金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習について準用する。この場合において、「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」とあるのは「金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習」と、「特定化学物質及び四アルキル鉛に係る」とあるのは「溶接ヒュームに係る」と読み替えるものとする。	2・3（略） （新設）

(労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の一部改正)

第四条 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
(登録の区分) 第二十条 法第七十七条第一項の厚生労働省令で定める区分は、次のとおりとする。 一〇十四 (略) 十五 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習(次号に掲げるものを除く。) 十五の二 講習科目を令第六条第十八号の作業のうち、金属をアーク溶接する作業、アークを用いて金属を溶断し、又はガウジングする作業その他の溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業に係るものに限定した特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習 十六〇二十六 (略)	(登録の区分) 第二十条 法第七十七条第一項の厚生労働省令で定める区分は、次のとおりとする。 一〇十四 (略) 十五 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習 (新設) 十六〇二十六 (略)

附 則

（施行期日）

1 この省令は、令和六年一月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（登録教習機関に関する経過措置）

2 第四条の規定による改正後の労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（以下「新登録省令」という。）第二十条第十五号の二に掲げる区分について、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第十四条の登録（次項において単に「登録」という。）を受けようとする者は、この省令の施行の日前においても、その申請を行うことができる。同法第七十七条第三項において準用する同法第四十八条第一項の規定による業務規程の届出についても同様とする。

3 この省令の施行の日前において第四条の規定による改正前の労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（以下「旧登録省令」という。）第二十条第十五号の区分に係る登録教習機関として登録を受けている者は、この省令の施行の日において新登録省令第二十条第十五号の区分に係る登録教習機関として登録を受けた者とみなす。この場合において、当該登録を受けた者とみなされる者に

係る当該登録の有効期間は、労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第二十三条の二の規定にかかわらず、この省令の施行の日における旧登録省令第二十条第十五号の区分に係る登録教習機関として受けた登録の残存期間と同一の期間とする。

○厚生労働省告示百六十八号

特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）第五十一条第四項において読み替えて準用する同条第三項の規定に基づき、化学物質関係作業主任者技能講習規程及び金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に係る溶接ヒュームの濃度の測定の方法等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年四月三日

厚生労働大臣 加藤 勝信

化学物質関係作業主任者技能講習規程及び金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に係る溶接ヒュームの濃度の測定の方法等の一部を改正する告示

（化学物質関係作業主任者技能講習規程の一部改正）

第一条 化学物質関係作業主任者技能講習規程（平成六年労働省告示第六十五号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	(講習科目の範囲及び時間) 第二条 技能講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる講習時間により、教本等必要な教材を用いて行うものとする。	講習科目	範囲	講習時間
		(略)		
		(略)		
		特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習 (金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習)		
改正前	(講習科目の範囲及び時間) 第二条 技能講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる講習時間により、教本等必要な教材を用いて行うものとする。	講習科目	範囲	講習時間
		(略)		
		(略)		
		特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習 (新設)		

健康障害 及びその 予防措置 に関する 知識	作業環境 の改善方 法に関する 知識	
(略)	(略)	
(略)	(略)	
(略)	(略)	二項に規 定する金 属アーク 溶接等作 業主任者 限定技能 講習をい う。以下 同じ。) を除く。
溶接ヒュ ームによ る健康障 害の病理 、症状、 予防方法 及び応急 措置	溶接ヒュ ームの性 質、金属 アーク溶 接等作業	
四時間（ 鉛作業主 任者技能 講習にあ っては三 時間）	四時間（ 鉛作業主 任者技能 講習にあ っては三 時間）	

健康障害 及びその 予防措置 に関する 知識	作業環境 の改善方 法に関する 知識	
(略)	(略)	
(略)	(略)	
(略)	(略)	
(新設)	(新設)	
四時間（ 鉛作業主 任者技能 講習にあ っては三 時間）	四時間（ 鉛作業主 任者技能 講習にあ っては三 時間）	

保護具に関する知識	
(略)	
(略)	
(略)	
金属アーク溶接等作業に係る保護具	（金属をアーク溶接する作業、アークを用いて金属を溶断し、又はガウジングする作業その他の溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業をいう。以下同じ。） に係る器具その他の設備の管理、作業環境の評価及び改善の方法
(略)	時間、金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習にあっては二時間）
保護具に関する知識	
(略)	
(略)	
(略)	
(新設)	
(略)	時間）

2 (略)										
	関係法令									
	(略)									
	(略)									
	(略)									
	防規	質障	定化	条項	中の	衛生	労働	行令	衛生	労働
	則	害予	学物	特	関係	規則	安全	及び	法施	安全
2 (略)	の種、性能、使用方法及び管理									
	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生規則									
	二時間（鉛作業主任者技能講習にあっては三時間、金									
	属アーク溶接等作業主任者技能講習にあっては一時間）									
	(新設)									
	二時間（鉛作業主任者技能講習にあっては三時間）									

（金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に係る溶接ヒュームの濃度の測定の方法等の一部改正）

第二条 金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に係る溶接ヒュームの濃度の測定の方法等（令和

二年厚生労働省告示第二百八十六号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
(溶接ヒュームの濃度の測定) 第一条 特定化学物質障害予防規則(昭和四十七年労働省令第三十九号。以下「特化則」という。)第三十八条の二十一第二項の規定による溶接ヒュームの濃度の測定は、次に定めるところによらなければならない。 一 試料空氣の採取は、<u>特化則第二十七条第二項に規定する金属アーク溶接等作業(次号及び第三号において「金属アーク溶接等作業」という。)</u>に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器を用いる方法により行うこと。この場合において、当該試料採取機器の採取口は、当該労働者の呼吸する空氣中の溶接ヒュームの濃度を測定するために最も適切な部位に装着しなければならない。 二 四 (略)	(溶接ヒュームの濃度の測定) 第一条 特定化学物質障害予防規則(昭和四十七年労働省令第三十九号。以下「特化則」という。)第三十八条の二十一第二項の規定による溶接ヒュームの濃度の測定は、次に定めるところによらなければならない。 一 試料空氣の採取は、<u>特化則第三十八条の二十一第一項に規定する金属アーク溶接等作業(次号及び第三号において「金属アーク溶接等作業」という。)</u>に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器を用いる方法により行うこと。この場合において、当該試料採取機器の採取口は、当該労働者の呼吸する空氣中の溶接ヒュームの濃度を測定するために最も適切な部位に装着しなければならない。 二 四 (略)

附 則

この告示は、令和六年一月一日から適用する。

「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（案）及び化学物質関係作業主任者技能講習規程の一部を改正する件（案）について（概要）に関する意見募集について」に対して寄せられた御意見等について

令和 5 年 4 月 3 日
厚生労働省労働基準局安全衛生部
化学物質対策課環境改善・ばく露対策室

標記について、令和4年12月26日から令和5年1月24日までの間、ホームページを通じて御意見を募集したところ、計14件の御意見をいただき、うち10件は本件に関する御意見、残り4件は本件とは関係の無い御意見でした。

お寄せいただいた本件に関する御意見の要旨とそれに対する厚生労働省の考え方については、次のとおりです（取りまとめの都合上、お寄せいただいた御意見のうち、同趣旨のものは適宜集約しております。）。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
1	【改正の趣旨について】 案文の金属アーク溶接作業のみに従事する者に対し、講習科目を金属アーク溶接等作業に係るものに限定した「金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習」を新設し、当該講習を修了した者のうちから、金属アーク溶接等作業主任者を選任することについては、当該作業主任者の職務内容及び職務遂行性を考慮しても妥当であるとする。 また、特定化学物質の広範にわたる講習を行うよりも、金属アーク溶接等作業に特化した内容の講習を行うことで、教育効果も期待できるものと考察する。	ご意見ありがとうございます。
2	【技能講習の名称について】 ・ アーク溶接に限定した作業主任者技能講習を実施することについては、賛成だが、当該講習修了者が、プレス作業主任者とプレス金型特別教育のように、アーク溶接等特別教育の「上位互換」であるかのような誤解を与えない	名称については、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習（以下「特化物技能講習」という。）に包含される技能講習であるため、「限定技能講習」という名称とすることで、既存の特化物技能講習と区分けしているところです。

	ように名称等の工夫（例えば、金属アーク溶接による健康障害防止作業主任者など）をお願いしたい。 ・ 技能講習の名称を「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習（金属アーク溶接等作業限定）」のように、「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」の一部限定と分かるような名称とすることが望ましいと考える。	
3	【経過措置について】 ・ 施行期日前の令和5年度中に講習を実施する必要があると思われることから、当該技能講習の講習機関として登録するには時間的余裕がないため、少なくとも経過措置として、「特定化学物質作業主任者技能講習に係る登録講習機関はアーク溶接等作業主任者限定技能講習に係る登録講習機関とみなす」対応をお願いしたい。 ・ 施行以前に、限定講習（1日講習）を修了した者は、施行以前であっても、主任者に選任できる経過措置を設けていただきたい。	・ 公布から施行まで、概ね9ヶ月あることから、登録講習機関としての登録には十分な時間があると考えています。このため、特化物技能講習を行おうとする登録講習機関は、新たに登録申請を行う必要があります。 ・ 金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習は、施行日（令和6年1月1日）前においては、登録教習機関になるための申請のみが可能であり、登録は施行後となっているため、施行前に当該講習を受講することはできません。
4	【選任について】 ・ 金属アーク溶接等作業主任者の選任に当たっては、金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習修了者のみならず、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者のうちからも選任することができることとしていただきたい。 ・ アーク溶接のみを行う事業場において、化学物質管理者と作業主任者の関係はどのようになるか。 (1) 金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習修了者を作業主任者として選任した場合、化学物質管理者の選任は必要か。	・ 金属アーク溶接等作業を行う場合は、金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習又は特化物技能講習を修了した者のうちから、金属アーク溶接等作業主任者を選任することができることとしており、金属アーク溶接等作業を行う場合は、従前どおり、特化物技能講習を修了した者のうちから、特定化学物質作業主任者を選任しても差し支えありません。 ・ 化学物質管理者はリスクアセスメント対象物を製造又は取り扱う事業場ごとに選任する必要がありますが、溶接ヒュームは、リスクアセスメント対象物ではありません。このため、事業場がリスクアセスメント対象物を製造又は取扱い

	(2) 化学物質管理者を選任した場合、金属アーク溶接等作業主任者の選任は不要か。 (3) 化学物質管理者及び金属アーク溶接等作業主任者の両者を選任する必要があるか。 既に特定化学物質作業主任者を選任している事業場は、改正後に現在の特定化学物質作業主任者を金属アーク溶接作業主任者として選任し直す必要があるのか。その際、新たに技能講習を受講する必要はあるのか。	することなく、金属アーク溶接等作業を行う場合は、化学物質管理者の選任は不要です。 金属アーク溶接等作業を行う場合、従前の特化物技能講習修了者を作業主任者として選任することが可能ですので、改めて金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習を受講させる必要はありません。
5	【各科目の講習時間について】 - 新たなカリキュラムが保護具に関して1時間となっていることは、保護具の重要性が高まって保護具管理者の選任まで求めている中であって1時間では足りず、特に建設現場での衛生対策が保護具に依存する実態からすれば、作業主任者の職務が保護具の使用管理にあるといっても過言ではない現状を斟酌し少なくとも2時間と設定すべきであると考える。 「健康障害及びその予防措置に関する知識」は、溶接ヒュームやマンガンによるものだけを講習内容とするなら、講習時間2時間はもてあましてしまうのではないか。「保護具に関する知識」は逆に、フィットテストや防護係数に基づく選択等も講習内容に含まれると思われるので、1時間では足りないのではないか。ついては「健康障害及びその予防措置に関する知識」と「保護具に関する知識」の講習時間を、それぞれ1.5時間ずつとしてはいかがか。	講習時間については、ご意見を踏まえ、「健康障害及びその予防措置に関する知識」の科目の講習時間は1時間とし、「保護具に関する知識」の科目の講習時間は、従来の特化物技能講習と同様の2時間とすることにします。
6	【アーク溶接等特別教育との関係】 既に溶接業務に従事しているもの、アーク溶接の特別教育を受講しているもの	金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習は、金属アーク溶接等作業の指揮や設備等の管理等を行うことを職務とする金

	については、講習内容が重複することが考えられるため、講習内容を精査し条件を満たすものについては、時間短縮または免除することが妥当と考える。	属アーク溶接等作業主任者の選任のための講習であり、アーク溶接等に係る特別教育は、アーク溶接等作業を安全に実施するための教育であり、趣旨が異なり、内容に重複はないため、それぞれ技能講習又は特別教育を受ける必要があります。
7	【講習全体の講習時間について】 受講者側からすれば講習時間の制約が少ないため負担が少なくなるのでよいが、アーク溶接作業に特化するからと言って6時間の講習時間で取得できるのは作業主任者制度に疑問が残る。	金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習に係る学科講習の時間数は特化物技能講習の学科講習の時間数を踏まえています。具体的には、「健康障害及びその予防措置に関する知識」の科目の講習時間は、従来4時間のところ、対象範囲となる物質が特定化学物質全てから溶接ヒュームのみとなることを踏まえ、1時間とし、「作業環境の改善方法に関する知識」の科目の講習時間は、従来4時間のところ、溶接ヒュームは作業環境測定の対象とならないこと、局所排気装置に関する内容は不要であること等を踏まえて、2時間とし、「保護具に関する知識」の科目の講習時間は、従来2時間のところ、対象範囲に大きな変更はないため、講習時間は2時間のままとし、「関係法令」の科目の講習時間は、従来2時間のところ、教育対象となる物質が特定化学物質全てから溶接ヒュームのみとなることに伴い、適用になる法令の範囲も少なくなるため、1時間としました。これを合計すると、6時間となります。
8	【フィットテストについて】 新たな作業主任者は保護具管理者も兼務するのがほとんどであるという実態を勘案すれば、保護具管理者に必要な着用やフィットテストのスキルも習得するための実習を組み込むことも重要であると考え。修了試験の時間はどの程度の時間を想定しているか不明だが、1日コースで終了させることを優先し過ぎることによって、実効性が下がらないよう現場の	作業主任者の職務は、保護具の使用状況の監視に留まり、フィットテストの実施は含まれません。したがって、フィットテストについては、保護具着用管理責任者教育やフィットテスト実施者研修として厚生労働省で別途カリキュラムを定めておりますので、そちらに基づき安全衛生団体等において実施するものを受講していただきますようお願いします。

	実態を踏まえた制度設計を強く要望する。	
9	【周知について】 ・ 本改正案の趣旨は、「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」修了者のうちから特定化学物質作業主任者を選任することは変わらず、金属アーク溶接等作業のみに限定された「アーク溶接限定技能講習」を新設し、金属アーク溶接等作業「のみ」を行う場合においては、当該講習を修了した者のうちから、作業主任者を選任することができる事にある。すなわち、「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」修了者も引き続き、金属アーク溶接等作業を行う場合の作業主任者に選任することができることに変わりはない。これらの事項を分かりやすく通知文などの中で解説する必要があると考える。 ・ 本改正について、アーク溶接のみを行う事業場においては限定講習修了者だけでなく、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習修了者を作業主任者として選任できると理解しているが、そのことをわかりやすく明示していただきたい。 ・ 講習（2日講習）修了者は、限定講習（1日講習）の受講が不要なことを明確にしたパンフレット等を作成いただき、周知を行政において徹底していただきたい。特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した場合には、限定講習（1日講習）を再度受講する必要がないことを周知いただきたい。	今回の制度改正の内容について、適切な周知を図ってまいります。

○ 本改正省令案等とは直接関係の無い御意見

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
1	・ はい作業主任者の技能講習に関する御意見。 ・ 特定化学物質に指定されている有機溶剤に関する御意見。 ・ 講習開催頻度に関する御意見。 ・ 改正経緯に関する御意見。 ・ 職場における化学物質等の検討会に関する御意見。	いただいた御意見は今後の制度改正における参考とさせていただきます。

金属アーク溶接等作業について 健康障害防止措置が義務付けられます

厚生労働省では、「溶接ヒューム」について、労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったことから、労働安全衛生法施行令、特定化学物質障害予防規則（特化則）等を改正し、新たな告示を制定しました。

改正政省令・告示は、令和3年4月1日から施行・適用します。

※一部経過措置があります（令和4年4月1日施行、フィットテストの実施については令和5年4月1日施行）

- このリーフレットは、**金属アーク溶接等作業を継続して屋内作業場で行う**事業者向けのものです。
- **屋外作業場や、毎回異なる屋内作業場**で金属アーク溶接等作業を行う方は、リーフレット「**屋外作業場等において金属アーク溶接等作業を行う皆さまへ**」をご覧ください。

※「**屋内作業場**」とは、以下のいずれかに該当する作業場をいいます。

- ・作業場の建屋の側面の半分以上にわたって壁、羽目板その他のしゃへい物が設けられている場所
- ・ガス、蒸気または粉じんがその内部に滞留するおそれがある場所

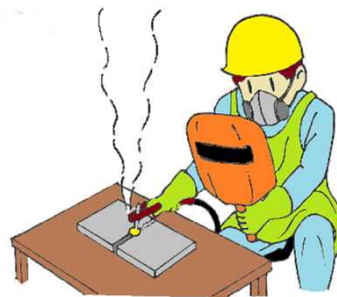
※「**継続して行う屋内作業場**」には、建築中の建物内部等で金属アーク溶接等作業を同じ場所で繰り返し行わないものは含まれません。

1. 新たに規制の対象となった物質

溶接ヒューム（金属アーク溶接等作業(※)において加熱により発生する粒子状物質）について、新たに特化則の特定化学物質（管理第2類物質）として位置付けました。

※金属アーク溶接等作業

- ・金属をアーク溶接する作業、
- ・アークを用いて金属を溶断し、またはガウジングする作業
- ・その他の溶接ヒュームを製造し、または取り扱う作業
（燃焼ガス、レーザービーム等を熱源とする溶接、溶断、ガウジングは含まれません）



溶接ヒューム

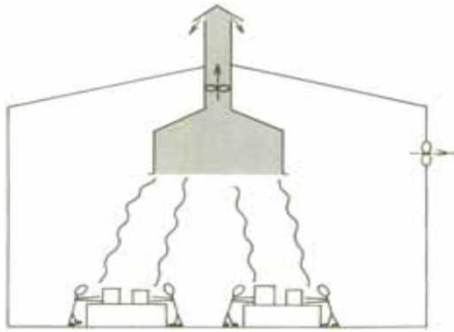
主な有害性（発がん性、その他の有害性）	性状
発がん性：国際がん研究機関（IARC）グループ1 ヒトに対する発がん性	溶接により生じた蒸気が空气中で凝固した固体の粒子（粒径0.1～1μm程度）
その他：溶接ヒュームに含まれる酸化マンガン（MnO）について 神経機能障害 三酸化二マンガ（Mn ₂ O ₃ ）について 神経機能障害、呼吸器系障害	

2. 特定化学物質としての規制

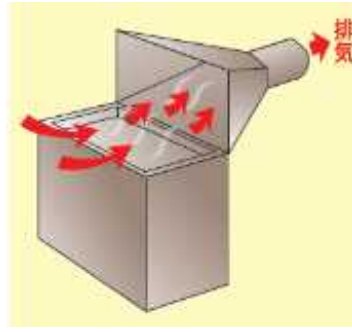
(1) 全体換気装置による換気等 (特化則第38条の21第1項)

- 金属アーク溶接等作業に関する溶接ヒュームを減少させるため、**全体換気装置**による換気の実施またはこれと同等以上の措置を講じる必要があります。
※「**同等以上の措置**」には、プッシュプル型換気装置、局所排気装置が含まれます。
- 「**全体換気装置**」とは、動力により全体換気を行う装置をいいます。なお、全体換気装置は、特定化学物質作業主任者（→6ページ）が、1月を超えない期間ごとに、その損傷、異常の有無などについて点検する必要があります。

【全体換気装置の例】



【局所排気装置の例】



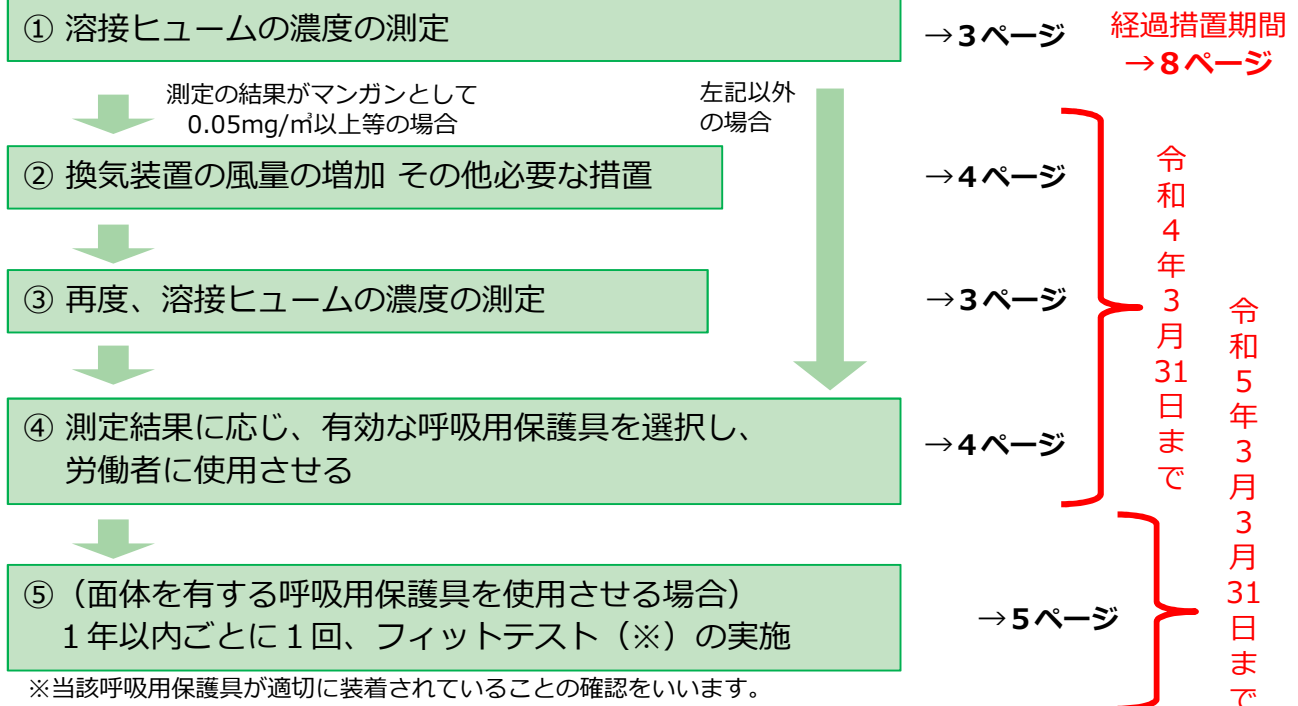
(2) 溶接ヒュームの測定、その結果に基づく呼吸用保護具の使用及びフィットテストの実施等 (特化則第38条の21第2項～第8項)

- 「**金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場**」の場合
 - ・当該作業の方法を新たに採用し、または変更しようとするときは、以下の措置を講じることが必要です（経過措置期間は下図参照）。
 - ・なお、現に当該作業を行っている場合は、令和4年3月31日までに以下の①の措置を講じることが必要です。

※「**変更しようとするとき**」には、以下の場合が含まれます。

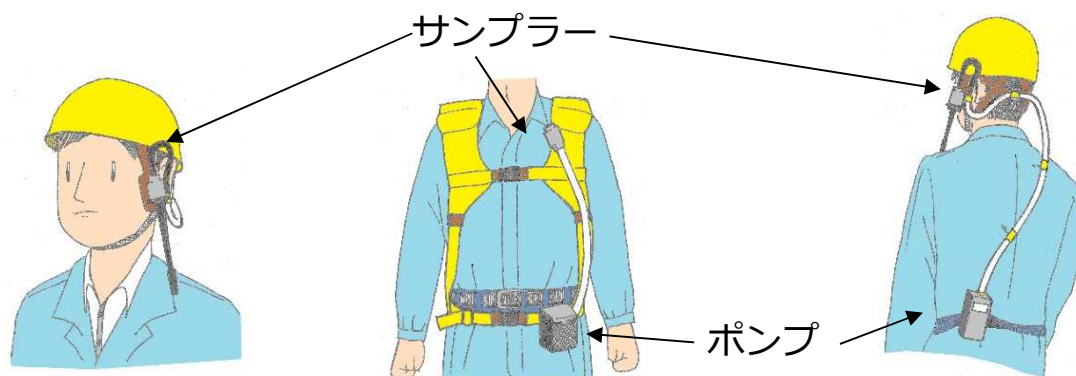
- ・溶接方法が変更された場合
- ・溶接材料、母材や溶接作業場所の変更が溶接ヒュームの濃度に大きな影響を与える場合

必要な措置の流れ



①③溶接ヒュームの濃度の測定等（測定等告示※第1条）

個人ばく露測定により、空気中の溶接ヒュームの濃度を測定します。



（注）個人ばく露測定は、**第1種作業環境測定士、作業環境測定機関**などの、当該測定について十分な知識・経験を有する者により実施してください。

個人ばく露測定の詳細

- ① 試料空气の採取は、金属アーク溶接等作業に従事する労働者の**身体に装着する試料採取機器**を用いる方法により行います。
※試料採取機器の採取口は、労働者の呼吸する空気中の溶接ヒュームの濃度を測定するために**最も適切な部位（呼吸域）**に装着する必要があります。その際、採取口が**溶接用の面体の内側**となるように留意します。
- ② 試料空气の採取の対象者、時間は以下のとおりです。
 - ・試料採取機器の装着は、労働者に**ばく露される溶接ヒュームの量がほぼ均一であると見込まれる作業**（以下「**均等ばく露作業**」）ごとに、それぞれ、**適切な数（2人以上に限る）**の労働者に対して行います。
※均等ばく露作業に従事する一の労働者に対して、必要最小限の間隔をおいた2以上の作業日において試料採取機器を装着する方法により採取が行われたときは、この限りではありません。
 - ・試料空气の採取の時間は、当該採取を行う作業日ごとに、労働者が**金属アーク溶接等作業に従事する全時間**です。なお、採取の時間を短縮することはできません。
- ③ 試料採取方法は、作業環境測定基準第2条第2項の要件に該当する**分粒装置**を用いる**ろ過捕集方法**またはこれと同等以上の性能を有する試料採取方法により行います。
- ④ 分析方法は、吸光光度分析方法、原子吸光分析方法、左記と同等以上の性能を有する分析方法により行います。

※ 金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に係る溶接ヒュームの濃度の測定の方法等（令和2年厚生労働省告示第286号）

②換気装置の風量の増加その他の措置（特化則第38条の21第3項）

- ① 溶接ヒュームの濃度測定の結果に応じ、**換気装置の風量の増加**その他必要な措置を講じます（次に該当する場合は除きます。）。
- ・溶接ヒュームの濃度がマンガンとして0.05mg/m³を下回る場合
 - ・同一事業場の類似の溶接作業場において、濃度測定の結果に応じて十分に措置内容を検討し、当該対象作業場においてその措置をあらかじめ実施している場合

※「その他必要な措置」には、次の措置が含まれます。

- ・溶接方法や母材、溶接材料等の変更による溶接ヒューム量の低減
- ・集じん装置による集じん
- ・移動式送風機による送風の実施

- ② ①の措置を講じたときは、その効果を確認するため、再度、個人ばく露測定により空気中の溶接ヒュームの濃度を測定します。
- ③ 個人ばく露測定による溶接ヒュームの濃度の測定等を行ったときは、その都度、必要な事項を記録します。
（当該金属アーク溶接等作業方法を用いなくなった日から3年保存）

④呼吸用保護具の選択の方法（測定等告示第2条）

- ① 溶接ヒュームの濃度の測定の結果得られたマンガン濃度の最大の値（C）を使用し、以下の計算式により「**要求防護係数**」を算定します。

$$\text{要求防護係数 } PF_r = \frac{C}{0.05}$$

- ② 「**要求防護係数**」を上回る「**指定防護係数**」を有する呼吸用保護具を、以下の一覧表から選択します。

指定防護係数※一覧（抜粋）

呼吸用保護具の種類				指定防護係数
防じんマスク	取替え式	全面形面体	RS3又はRL3	50
			RS2又はRL2	14
			RS1又はRL1	4
		半面形面体	RS3又はRL3	10
			RS2又はRL2	10
			RS1又はRL1	4
	使い捨て式		DS3又はDL3	10
			DS2又はDL2	10
			DS1又はDL1	4
電動ファン付き呼吸用保護具	全面形面体	S級	PS3又はPL3	1,000
		A級	PS2又はPL2	90
		A級又はB級	PS1又はPL1	19
	半面形面体	S級	PS3又はPL3	50
		A級	PS2又はPL2	33
		A級又はB級	PS1又はPL1	14
	フード形又はフェイスシールド形	S級	PS3又はPL3	25
		A級		20
		S級又はA級	PS2又はPL2	20
		S級、A級又はB級	PS1又はPL1	11

（注）RS1、RS2などは、防じんマスクの規格の規定による区分、S級、A級およびB級、PS1、PS2などは、電動ファン付き呼吸用保護具の規格の規定による区分です。

※ 電動ファン付き呼吸用保護具とエアラインマスクのうち、実際の作業時の測定等により得られた防護係数がこの表に掲げる指定防護係数を上回ることを**製造者が証明する特定の型式**については、別に定める指定防護係数を使用することができます。

⑤ フィットテストの方法 (測定等告示第3条)

● フィットテストの方法

- ① **JIS T8150**（呼吸用保護具の選択、使用および保守管理方法）に定める方法またはこれと同等の方法により、呼吸用保護具の外側、内側それぞれの測定対象物質の濃度を測定し、以下の計算式により「**フィットファクタ**」を求めます。

$$(\text{フィットファクタ}) = \frac{\text{呼吸用保護具の外側の測定対象物質※の濃度}}{\text{呼吸用保護具の内側の測定対象物質の濃度}}$$

- ② 「フィットファクタ」が、以下の「**要求フィットファクタ**」を上回っているかどうかを確認します。

呼吸用保護具の種類	要求フィットファクタ
全面形面体を有するもの	500
半面形面体を有するもの	100

● フィットテストの記録の方法

確認を受けた者の氏名、確認の日時、装着の良否、上記の確認を外部に委託して行った場合の受託者の名称を記録します。

(記録の例)

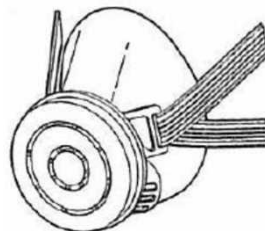
確認を受けた者	確認の日時	装着の良否	備考
甲山一郎	12/8 10:00	良	●●社に委託して実施(以下同じ。)
乙田次郎	12/8 10:30	否(1回目) 良(2回目)	最初のテストで不合格となったが、マスクの装着方法を改善し、2回目で合格となった。

※ 大気粉じん等、JIS T8150で定めるものです。

(参考) 呼吸用保護具の種類

防じんマスク

【取り替え式・全面形面体】 【取り替え式・半面形面体】 【使い捨て式】



電動ファン付き呼吸用保護具

【全面形面体】



【半面形面体】



（３）掃除等の実施（特化則第38条の21第9項）

金属アーク溶接等作業に労働者を従事させるときは、当該作業を行う屋内作業場の床等を、水洗等によって容易に掃除できる構造のものとし、**水洗等粉じんの飛散しない方法**によって、**毎日1回以上掃除**しなければなりません。

※「水洗等」には超高性能（HEPA）フィルター付き真空掃除機が含まれますが、粉じんの再飛散に注意する必要があります。

（４）特定化学物質作業主任者の選任（特化則第27条、第28条）

「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」を修了した者のうちから作業主任者を選任し、次の職務を行わせることが必要です。

（令和4年3月31日まで経過措置あり→8ページ）

- ① 作業に従事する労働者が対象物に汚染され、吸入しないように、**作業の方法を決定**し、労働者を指揮すること
- ② 全体換気装置その他労働者が健康障害を受けることを**予防するための装置**を1か月を超えない期間ごとに**点検**すること
- ③ **保護具の使用状況を監視**すること

（５）特殊健康診断の実施等（特化則第39条～第42条）

溶接ヒュームを取り扱う作業に**常時従事**する労働者に対して、健康診断を行うことが必要です。

- 金属アーク溶接等作業に常時従事する労働者に対し、雇入れまたは当該業務への配置換えの際およびその後**6月以内ごとに1回**、定期的に、規定の事項について健康診断を実施する（1次健診）。
- 上記健康診断の結果、他覚症状が認められる者等で、医師が必要と認めるものに対し、規定の事項について健康診断を実施する（2次健診）。
- 健康診断の結果を労働者に通知する。
- 健康診断の結果（個人票）は、**5年間の保存**が必要。
- 特定化学物質健康診断結果報告書（特化則様式第3号）を労働基準監督署長に提出する。
- 健康診断の結果異常と診断された場合は、医師の意見を勘案し、必要に応じて労働者の健康を保持するために必要な措置を講じる。

■溶接ヒュームの健診項目

1次検診	①業務の経歴の調査　②作業条件の簡易な調査 ③溶接ヒュームによるせき等パーキンソン症候群様症状の既往歴の有無の検査 ④せき等のパーキンソン症候群様症状の有無の検査　⑤握力の測定
2次健診	①作業条件の調査　②呼吸器に関する他覚症状等がある場合における胸部理学的検査等 ③パーキンソン症候群様症状に関する神経学的検査 ④医師が必要と認める場合における尿中等のマンガンの量の測定

※金属アーク溶接等作業に常時従事する場合は、上記とは別に「**じん肺健康診断**」の実施（じん肺法第7～9条の2）が必要ですのでご注意ください。

(6) その他必要な措置

溶接ヒュームを取り扱う作業に関し、次の措置を講じることが必要です。

① 安全衛生教育（安衛則第35条）

労働者を新たに雇い入れたときや、労働者の作業内容を変更したときは、労働者が従事する業務に関する安全または衛生のため必要な事項（特に、「呼吸用保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関すること」など）について、教育を行う。

② ぼろ等の処理（特化則第12条の2）

対象物に汚染されたぼろ（ウエス等）、紙くず等を、ふた付きの不浸透性容器に納めておく。

③ 不浸透性の床の設置（特化則第21条）

作業場所の床は、不浸透性のもの（コンクリート、鉄板等）とする。

④ 立入禁止措置（特化則第24条）

関係者以外の立入禁止と、その旨の表示を行う。

⑤ 運搬貯蔵時の容器等の使用等（特化則第25条）

対象物を運搬、貯蔵する際は、堅固な容器等を使用し、貯蔵場所は一定の場所にし、関係者以外を立入禁止にする。

⑥ 休憩室の設置（特化則第37条）

対象物を常時、製造・取り扱う作業に労働者を従事させるときは、作業場所以外の場所に休憩室を設ける。

⑦ 洗浄設備の設置（特化則第38条）

以下の設備を設ける。

- ・洗眼、洗身またはうがいの設備
- ・更衣設備
- ・洗濯のための設備

⑧ 喫煙または飲食の禁止（特化則第38条の2）

対象物を製造・取り扱う作業場での喫煙・飲食の禁止と、その旨の表示を行う。

⑨ 有効な呼吸用保護具の備え付け等（特化則第43条、第45条）

必要な呼吸用保護具を作業場に備え付ける。

3. 施行日・経過措置

屋内作業場における金属アーク溶接等作業の規制は、下表のスケジュールで施行されます。

規制の内容	2021(令和3)年				2022(令和4)年				2023(令和5)年			
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月
溶接ヒュームの濃度測定・呼吸用保護具の使用等	・現に、継続して金属アーク溶接等作業を行っている屋内作業場は、令和4年3月31日までに溶接ヒュームの濃度の測定を行う必要があります。 ※測定を行った場合、「換気風量の増加その他必要な措置」を講じていただく必要があります。 ・現時点でも、粉じん則の規定により、金属アーク溶接等作業に従事する労働者に、有効な呼吸用保護具を使用させなければなりません。 ・令和4年4月1日以降、特化則と粉じん則に基づく防じんマスクについては、いずれか防護性能の高い方を使用しなければなりません。				溶接ヒュームの濃度測定(4/1～)							
					換気風量の増加その他必要な措置(4/1～)							
					再度の溶接ヒュームの濃度測定(4/1～)							
					呼吸用保護具の選択・使用(4/1～)				フィットテストの実施(4/1～)			
特定化学物質作業主任者の選任					選任義務(4/1～)							
全体換気の実施 特殊健康診断の実施 その他必要な措置					実施義務(4/1～)							

改正内容に関する通達・資料はこちら
厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00001.html



条文の参照は、e-GOV 法令検索システム

<https://elaws.e-gov.go.jp/>



お問い合わせ・・・都道府県労働局または労働基準監督署

(所在案内：<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/location.html>)

